

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第39号

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
	種類	単位	占用料		種類	単位	占用料
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本 1年	円 <u>950</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本 1年	円 <u>1,100</u>
	第2種電柱	につき	<u>1,500</u>		第2種電柱	につき	<u>1,600</u>
	第3種電柱	き	<u>2,000</u>		第3種電柱	き	<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>940</u>
	第2種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>1,900</u>		第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>94</u>
<省略>				<省略>			
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>36</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートルにつき	<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15		<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15		<u>85</u>

	メートル未満のもの				メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートル 1月に つき		<u>240</u>	その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル 1年に つき		<u>1,900</u>
その他公共用物を占有する場合	占有面積 1平方メートル 1年に		<u>1,700</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートル 1月に		<u>230</u>

	つき			つき	
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する占用料等に適用し、同日前に徴収する占用料等については、なお従前の例による。